

日本リハビリテーション専門学校  
授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的に困窮し納付金の支払いが困難である学生を対象に、授業料の一部減免を行うことを目的とする。

(減免金額)

第2条 学生一人に対する1年間の減免額は、昼間部：280,000円、夜間部：210,000円とする。

(対象者)

第3条 授業料減免の対象者は、次の一に該当する者とする。

- 一 日本リハビリテーション専門学校（以下、当校）に在学中であり、勉学に対する意欲がある学生のうち、世帯で学費を主として負担している者の過去1年以内の経済的状況が以下ア～ウのいずれかの要件に該当していること。
  - ア. 生活保護法による保護費の受給
  - イ. 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）
  - ウ. 倒産、失職などによる家計の急変
- 二 上記一の要件を満たしていても以下の者は対象者とならない
  - ア. 国の「被災児童生徒就学支援事業」を活用した被災者向け支援事業により都道府県から支援を受けている者。
  - イ. 外国人留学生
  - ウ. 複数の専門学校に在籍している者で、当校以外の専門学校から経済的理由により授業料減免を受けている者。
  - エ. 高等教育の修学支援新制度により授業料の減免を受けている者。

(申請期間及び申請方法)

第4条

- 一 授業料減免申請期間は毎年4月から7月の当校が定めた期間までとし、当年度授業料を減免の対象とする。
- 二 上記期間内に「授業料減免申請書」に必要書類（別に定める）を添付し事務局に提出する。
- 三 前年度に減免申請を行った者で、次年度も減免を希望する者は、次年度に改めて申請を行う必要がある。（前年度の減免結果が自動的に継続されることはない）

(対象者の選定)

第5条 当校に設置された選考委員会において、書類審査及び面接並びに成績により厳正に選考する。尚、減免決定後、過払い分の授業料は速やかに返金する。

附 則

この規程は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年6月1日から施行する。